

既存戸建て住宅に防犯設備を導入する方へ 住宅防犯対策補助金を交付します！

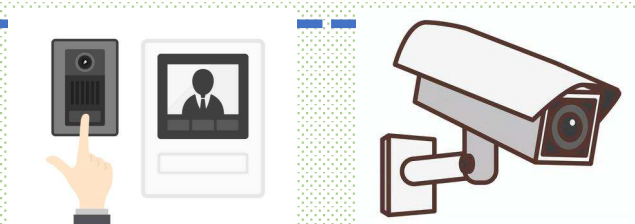
■対象者

以下の要件を全て満たす方

- ▽村内の戸建て住宅の所在地に住所を有し居住している方
- ▽防犯設備を購入し、住宅又はその敷地内に設置する方
- ▽村税の滞納がない方

■対象設備 ※新品のものに限ります

- ▽センサーライト
- ▽カメラ付ドアホン
- ▽防犯機能付電話機
- ▽防犯カメラ



■対象要件

- ▽設置に係る経費の合計額（税込み）が、**防犯設備1種類につき1万円以上の費用を要するもの**

■補助金額

- ▽設置に係る経費の合計額（税込み）の2分の1（上限2万円）
- ※1,000円未満切り捨て

■申請方法

以下書類を揃えて**必ず設備購入設置前**に申請してください。

※設置後の申請は補助の対象になりません。



【提出書類】

- ①東海村住宅防犯対策補助金交付申請書（※申込者氏名欄は必ず申請者本人が自署）
- ②防犯設備の購入等に要する費用が確認できる書類（見積書等）の写し
- ③設置する防犯設備のメーカー名、製品名及び仕様が確認できる書類
- ④設置する防犯設備の設置場所の現況写真
- ⑤防犯カメラの場合は、誓約書、設置場所付近の位置図、防犯カメラの画角が分かるもの

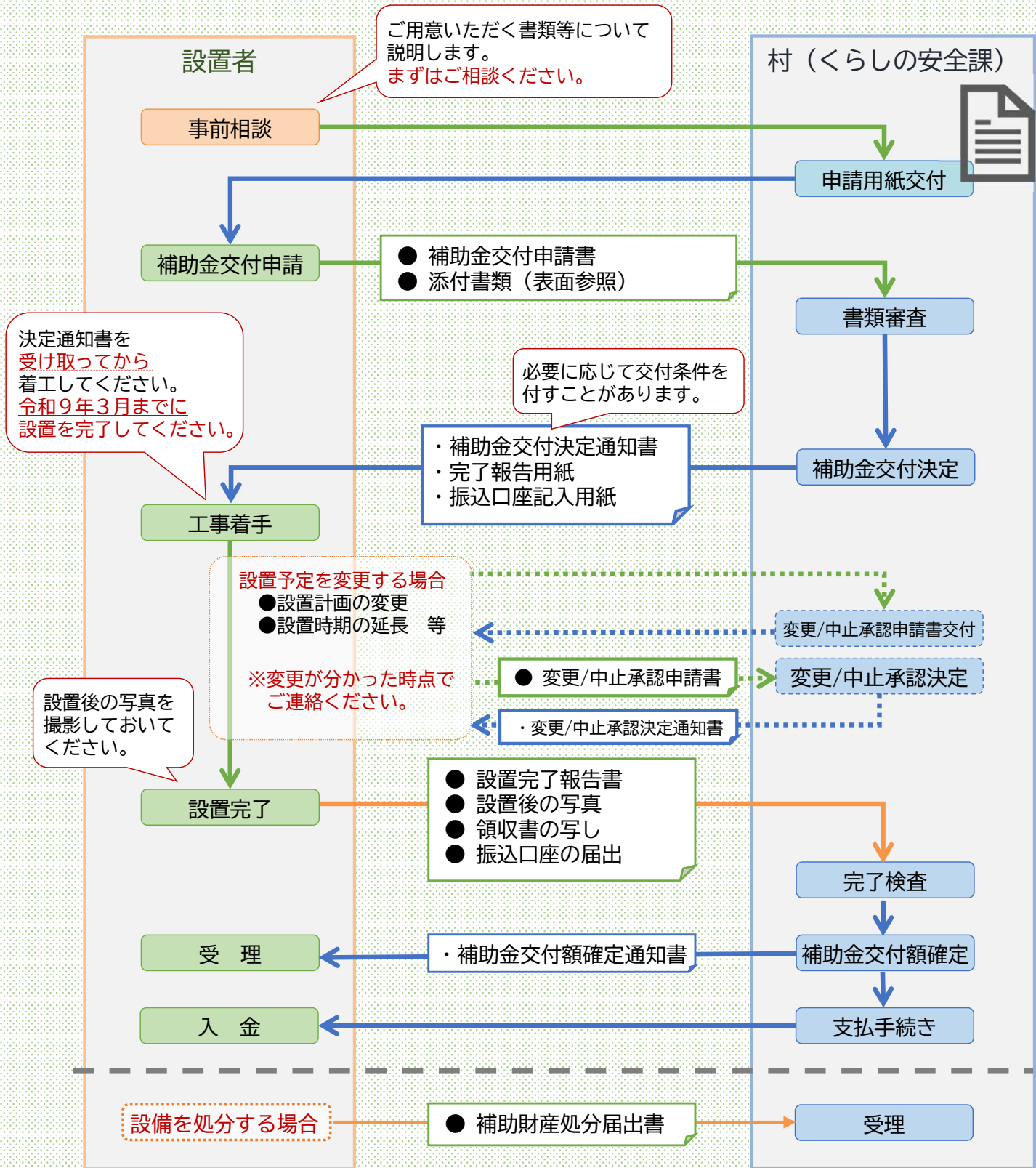


- ・補助回数は同一の住宅につき、防犯設備の種類ごとに1回を限度とします。
- ・年度予算の上限に達した時点で受付を終了します。

補助金交付の
流れは裏面で



補助金申請から交付までの流れ



注意）補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。

- （1）不正の手段により補助金を受けたとき。
- （2）防犯設備を本来の目的以外に使用したとき。
- （3）補助金の交付要綱に定める事項に違反したとき。
- （4）その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

お問い合わせ
申請先

東海村村民生活部くらしの安全課
〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号
電話 029-282-1711（代）
メール kurashi@vill.tokai.ibaraki.jp



村公式ホームページQRコード